

学校法人育英学院役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 2 年 3 月 1 3 日制定
平成 5 年 5 月 2 5 日改正
平成 1 8 年 6 月 2 7 日改正
平成 2 1 年 4 月 2 0 日改正
平成 2 3 年 6 月 2 0 日改正
平成 2 4 年 4 月 1 日改正
平成 2 5 年 4 月 1 日改正
平成 2 6 年 4 月 1 日改正
平成 2 9 年 6 月 2 9 日改正
令和 2 年 3 月 2 6 日改正
令和 7 年 5 月 2 1 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人育英学院（以下「学院」という。）の寄附行為第 57 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、常務理事及びその他の学院を主たる勤務場所とする理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学院の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち、学院を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学院の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬、賞与を支給する。
 - (2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、月額報酬を支給する。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、報酬等を支給しない。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の月額報酬には、交通費を含むものとする。

(役員の報酬額)

第 4 条 理事長に対する報酬月額、別表第 1 のとおりとする。

常勤理事及び常勤監事に対する報酬月額は、別表第 2 のとおりとする。

なお、通勤手当は育英学院教職員給与規程第 1 6 条にもとづいて支給する。

- 2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬月額は、別表第 3 のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事又は常勤監事に就任した者には、その日あるいは翌月から報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは常勤監事が退任し又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

(常勤理事及び常勤監事の賞与の算定方法)

第 5 条 常勤理事及び常勤監事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏季賞与 報酬月額の 1.5 か月分
- (2) 年末賞与 報酬月額の 1.5 か月分

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬は、支給しない。

(退任慰労金の支給)

第 7 条 退任慰労金は原則支給しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程第16条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、それぞれ読替えるものとする。

(交通費及び費用)

第9条 評議員（職員評議員を除く。）には、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、交通費を別表4のとおり支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給することがある。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第10条 学院は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学院は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学院は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 学院は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程の改正は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

理事長の報酬額

理 事 長	月 額 15 万円
-------	-----------

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

常勤理事及び常勤監事の報酬額

常 務 理 事	月 額 23 万円
常 勤 監 事	月 額 23 万円

別表第 3（第 4 条第 2 項関係）

非常勤理事及び非常勤監事の報酬額

非 常 勤 理 事	月額 5 万円
非 常 勤 監 事	月額 5 万円

別表第 4（第 9 条関係）

評議員の交通費

評 議 員 （職員評議員を除く。）	評議員会等に出席その他法人の業務	日額 5 千円
----------------------	------------------	---------